

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号。以下「条例」という。）及び長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年長野県規則第46号、以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(土地の所有者の同意書)

第2条 条例第9条に規定する同意は、土砂等の盛土等に係る土地使用同意書（様式第1号）により行うものとする。

(周辺の住民に対する説明会の開催結果等報告書)

第3条 条例第10条第3項に規定する書面は、説明会の開催結果等報告書（様式第2号）により作成するものとする。

(周辺の住民に対する説明会の周辺地域)

第4条 規則第5条第1項に規定するその他知事が必要と認める区域については、盛土等を行う土地の下流域に盛土等の土砂等が流出するおそれがある場合においては、下流域が属する自治会等の区域等とする。

(許可の申請書)

第5条 条例第11条第1項及び第2項による申請は、土砂等の盛土等許可申請書（様式第3号）により行うものとする。

(標識)

第6条 条例第16条第1項に規定する標識は、様式第4号のとおりとする。

(土砂等管理台帳)

第7条 条例第17条第1項に規定する土砂等管理台帳は様式第5号のとおりとする。

(土砂等の盛土等に使用された土砂等の量の報告)

第8条 条例第17条第2項の規定による報告は、土砂等使用量報告書（様式第6号）により行うものとする。

(土砂等の盛土等の完了の届出)

第9条 条例第18条第1項の規定による完了の届出は、土砂等の盛土等完了届（様式第7号）により行うものとする。

(土砂等の盛土等の廃止の届出)

第10条 条例第18条第1項の規定による廃止の届出は、土砂等の盛土等廃止届（様式第8号）により行うものとする。

(変更の許可の申請書)

第11条 条例第19条第2項の規定による申請は、土砂等の盛土等許可申請書（変更の許可）（様式第9号）により行うものとする。

(土砂等の盛土等の変更の届出)

第 12 条 条例第 19 条第 4 項の規定による変更の届出は、土砂等の盛土等変更届(様式第 10 号)により行うものとする。

(譲受けの許可の申請書)

第 13 条 条例第 20 条第 2 項の規定による申請は、土砂等の盛土等許可申請書(譲受けの許可)(様式第 11 号)により行うものとする。

(地位の承継の届出書)

第 14 条 条例第 21 条第 1 項の規定による届出は、土砂等の盛土等地位承継届(様式第 12 号)により行うものとする。

(土地の所有者の施工状況確認・報告書)

第 15 条 条例第 25 条の規定による土地の所有者の施行の状況確認及び知事への報告は、施工状況確認・報告書(様式第 13 号)により行うものとする。

(公表)

第 16 条 条例第 31 条第 3 項の規定による意見の陳述は、意見陳述書(様式第 14 号)により行うものとする。

(有識者の専門的意見の聴取)

第 17 条 規則第 9 条の規定による別表第 1 の 5 に掲げる安定計算のほか、類似の土質の条件における施工実績等を踏まえ盛土等の土砂等の安定性について十分検討した結果について、県は、有識者の意見を聴取するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。